

# 塩尻市教育振興基本計画

一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育







## ごあいさつ

「地域創り」は「人造り」からと信ずる私は、「教育再生」を本市の最重要課題の一つとして位置付け、様々な施策を展開してまいりました。また、人口減少、少子高齢化への対応を図り、本市が内外から選ばれる地域として、永続的に自立した魅力あるまちづくりを進めるため、「子育てしたくなる街 日本一をめざして」を市長マニフェストのメインテーマに掲げております。

こうした中で、本市では、平成 27 年度から 9 年間の計画期間とした「第五次塩尻市総合計画」を策定し、目指す都市像を「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」としました。この都市像の実現に向け、その基本戦略の一つとして「子育て世代に選ばれる地域の創造」を掲げ、教育再生による確かな成長の支援を図るため、教育分野における基本計画として、塩尻市教育振興基本計画を塩尻市教育委員会とともに策定いたしました。

本計画は、今後 9 年間の塩尻市の教育の方向性を示す重要な計画であり、策定にあたっては、市内の小中学校と両小野小学校の全保護者にアンケートを行うなど、広く教育ニーズを把握するとともに、学識経験者や教育関係者、公募委員などで構成された塩尻市教育振興審議会において、熱心に御審議いただきました。委員の皆様のご尽力に対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本計画では、本市におけるこれまでの取り組みや、現在の教育を取り巻く環境変化を踏まえ、これからの本市のあるべき教育の基本理念を、子どもたちの特性や個性に応じた「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」といたしました。また、将来の塩尻市、日本の未来を担うすべての子どもたちが、充実した体験や経験を積み重ね、学習の成果を活かし、社会を生き抜く力を蓄えて、自立して前向きに生きていく大人として成長するために、様々な教育政策に積極的に取り組むこととしています。

このように、子どもの確かな育ちを支援しつづけることで、子どもの成長をサポートできる地域として、子育て世代に選ばれる街となることを目指しています。

本計画に基づく取り組みを着実に実現していくためには、ご家庭の協力はもちろんのこと、地域、企業、教職員、関係者の皆様の御理解と御協力が必要不可欠です。塩尻市で育つ子どもたちが、しっかりと次代を担っていくことができるよう、関係する皆様との連携、協働を一層深めながら、益々の教育振興を推進してまいります。

平成 27 年 3 月

塩尻市長 小 口 利 幸

## 目次

<b>I 計画策定について</b> .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	3
<b>II 塩尻市を取り巻く現状と課題</b> .....	6
1 社会情勢 .....	6
2 塩尻市の小中学校の校数、学級数、児童・生徒数の推移 .....	7
3 個別の分野における塩尻市の現状 .....	8
<b>III 本市の目指す教育と方向性</b> .....	20
1 全市的な長期戦略における本計画の役割 .....	20
2 基本理念 .....	21
3 育てたい人間像 .....	21
4 重点的に取り組みたいこと .....	23
5 施策体系 .....	26
<b>IV 施策の展開</b> .....	28
1 確かな知識とそれを活用する知恵の育成 .....	28
1-1 知識となる基礎学力の定着や技能の習得 .....	28
1-2 知識を活用する知恵の習得 .....	29
2 豊かで思いやりのある心の育成 .....	31
2-1 一人ひとりの豊かな心の育成 .....	31
2-2 社会や地域に親しむ心の育成 .....	32
3 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着 .....	34
3-1 規則正しい生活習慣の定着 .....	34
3-2 正しい食習慣の定着 .....	35
3-3 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着 .....	36
4 きめ細かな支援による教育の平等な提供 .....	37
4-1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進 .....	37
4-2 支援が必要な子どもに対する教育の充実 .....	38
4-3 教育の経済的負担の軽減 .....	39
5 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備 .....	40
5-1 学校の運営体制の向上と機能強化 .....	40
5-2 地域の教育力の活用 .....	41

6	充実した教育を受けられる環境の整備	43
6-1	学校教育施設の整備	43
6-2	学校外の教育環境の整備	44
6-3	安全・安心な教育環境の整備	45
<b>V</b>	<b>計画推進について</b>	<b>48</b>
1	各主体の役割	48
2	各主体（学校・家庭・地域・行政）が連携した推進体制	49
3	計画の進行管理と見直し	51
	<b>巻末資料</b>	<b>54</b>
■	塩尻市教育振興基本計画成果指標	54
■	用語解説	56
■	塩尻市教育振興審議会 委員名簿	59
■	教育振興基本計画策定経過	60



# I 計画策定について

# I 計画策定について

## 1 計画策定の趣旨

本市では、「教育再生」を市政の最重点課題として位置付け、生活習慣の改善、学力向上、いじめの未然防止と早期解決、学校不適應の改善、体罰の根絶、学校内外の教育環境・安全対策の拡充、家庭・地域の教育力の醸成などに向け、取り組みを進めております。

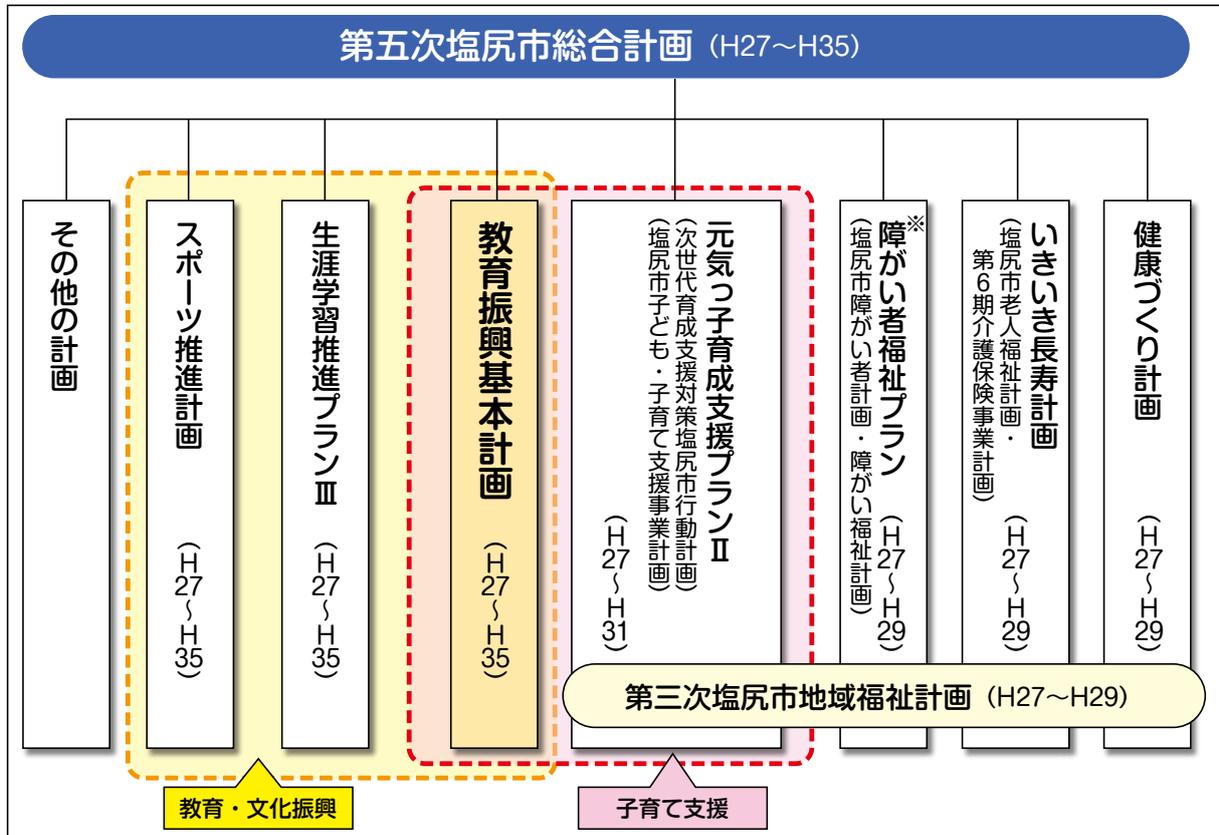
教育再生は、現在、また未来に向けての教育上の課題を解決していくために、あらゆる施策を実施していくものです。この方針のもと、本市の特性を生かした各種の教育施策を体系化し、重点的・効果的に塩尻市の教育を進めるため、教育基本法の規定に基づく「塩尻市教育振興基本計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国の第2期教育振興基本計画及び第2次長野県教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じて、教育振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものです。

本市が目指す都市像や長期戦略は、第五次塩尻市総合計画に示されています。塩尻市教育振興基本計画は、本市が目指す都市像を実現するための教育分野（学校教育、家庭教育及び地域における教育）における基本計画として位置付けられます。

## 教育振興基本計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度を初年度とし、平成35年度を最終年度とする9年間とします。



## Ⅱ 塩尻市を取り巻く現状と課題

## Ⅱ 塩尻市を取り巻く現状と課題

本市の取り組むべき教育の方向性を検討するため、教育を取り巻く課題を整理し、本市の現状を把握します。

### 1 社会情勢

我が国における社会情勢の変化として、少子・高齢化による経済規模の縮小など社会活力の低下が懸念されています。地域社会では、地域のつながりの希薄化による人々の孤立、文化・規範の次世代への継承が課題となっていることが指摘されています。経済・雇用情勢に目を向けると終身雇用制度、年功序列制度の崩壊など雇用環境が大きく変容するなか、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど雇用情勢は厳しさを増しています。都市と地方の格差や、世代をこえた経済的な格差が引き継がれていくことも懸念されています。さらに、グローバル化の進行によって人、モノ、金や情報などが国境を越えて流動化し、知識基盤社会\*が本格的に到来しています。これらが要因となって、より多様化し、複雑で、変化の激しい社会を生き抜くことが、これからの子どもたちには課されています。

長野県では、中山間地域において全国に先んじて人口減少、少子・高齢化が進んでいます。今後もさらなる児童・生徒の減少による学校規模の縮小が見込まれ、地域における学校教育の活力を維持することが課題となっています。また価値観の変化、多様化などによって地域コミュニティにおける支え合いの力が低下し、“地域の持続”も大きな問題となっています。

このようななか、長野県では、「第2次教育振興基本計画」のなかで『一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造』を基本理念に掲げ、県民全体で共有することを提案しています。

※ 巻末に用語の解説をまとめています。

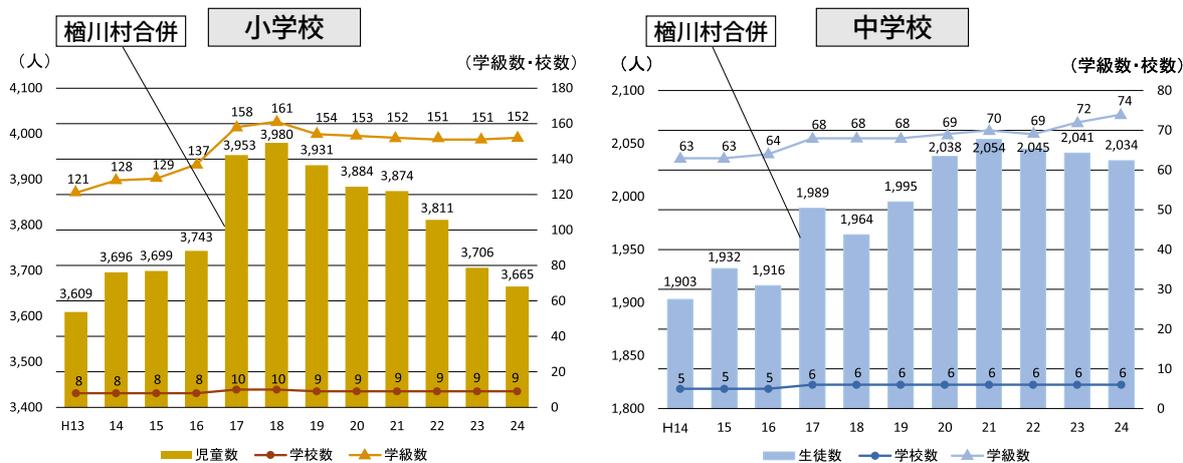
## 2 塩尻市の小中学校の校数、学級数、児童・生徒数の推移

本市の小学校児童数は、第2次ベビーブーム世代が在籍していた昭和59年を過ぎてから減少がはじまり、平成11年に、ピーク時の67.2%にあたる3,529人まで減りました。その後平成18年まで増加し続けていましたが、平成19年以降は減少に転じています。一方で、学級数は減少しておらず、少人数学級導入の成果として、教職員の目が一人ひとりに行き届きやすい環境になっています。

また、中学校生徒数については、昭和63年に3,011人に達しましたが、平成14年にはピーク時の63.2%にあたる1,903人まで減少しました。その後平成21年まで再び増加し、現在は緩やかな減少局面を迎えています。

市内の地域別でみると、市街地や新興住宅地域の児童・生徒数は、横ばいか、または増加していますが、中山間地域の小中学校では児童・生徒数が年々減少し続け、学校によっては児童・生徒数がピーク時の半数になっているところも見られます。

塩尻市の小中学校の校数、学級数、児童・生徒数の推移



小学校、中学校は、社会に巣立つ前の児童・生徒が、様々な関わり合いを通じて成長していく場です。近年の児童・生徒数の減少は、集団としての活力という観点から見ると問題を抱えています。

### 3 個別の分野における塩尻市の現状

個別分野における本市の現状を示します。本節では、次の統計調査を参考にしています。なお、「全国学力・学習状況調査」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、年度によって傾向にばらつきが見られるため、可能なものについては平成23年度から平成25年度までの3年間のデータを総合的に比較しています。

#### 【主な参考資料】

文部科学省実施調査：「全国学力・学習状況調査」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（毎年度実施）  
塩尻市：「塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」（平成25年度実施）

#### (1) 【確かな学力、豊かな心、健やかな体】の現状

平成20年の学習指導要領改定に伴い、生きる力を一層育むために【確かな学力】【豊かな心】【健やかな体】のバランス良い教育に取り組む方針が示されています。これら3つの方針について、個別に現状を示します。

##### ① 【確かな学力】の現状

###### ア. 学力

本市では、児童・生徒の学力（平均正答率）は全国・県平均より比較的高い傾向にあります。特に、小学校児童については、3年間を通じて国語、算数とも全国・県平均よりも高い傾向が続いています。

「全国学力・学習状況調査」（H23～H25）

###### イ. 家庭勉強時間

家庭勉強時間は、小学校児童では、全国・県平均と比べて長い傾向にあります。中学校生徒は、県平均には及びませんが、全国平均と比較すると家庭での学習時間が長い傾向にあります。

「全国学力・学習状況調査」（H23～H25）

###### ウ. 読書

読書時間は、全国・県平均と比較して長く、本市が推進している読書習慣が着実に根付いています。読書に対する意欲も、全国・県平均と比較すると児童・生徒ともに比較的高い傾向があります。

「全国学力・学習状況調査」（H23～H25）

#### 【確かな学力】の現状のまとめ

- ・児童・生徒の学力（平均正答率）は、全国・県平均よりも高い傾向が続いている。
- ・家庭での勉強時間は、児童・生徒とも、全国平均より長い傾向にある。
- ・読書時間は、児童・生徒ともに全国・県平均を上回っており、読書習慣が着実に身につけている。

## ②【豊かな心】の現状

### ア. ものごとをやり遂げた経験や将来の夢・目標

「ものごとを最後までやり遂げて嬉しかった経験がある」と回答した児童・生徒の割合、「自分に良いところがあると思いますか」、「将来の夢や目標を持っていますか」という問いに対して肯定的な回答をする児童・生徒の割合は、全国・県平均と大きな差は見られません。

「全国学力・学習状況調査」(H23～H25)

### イ. 他者への思いやり

「人の気持ちが分かるようになりたいと思う」という項目に対して「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合は、全国・県平均と比較してやや高い傾向にあります。

「全国学力・学習状況調査」(H23～H25)

### ウ. 地域や社会に対する関心

「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という問いに対して、関心がある（「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」）と回答した児童・生徒の割合は、全国・県平均と比較して高い傾向にあります。ただし、小学校児童では「当てはまる」と回答した児童の割合は、全国・県平均と比較して低い傾向にあります。

「全国学力・学習状況調査」(H25)

### エ. 学校での規律

「学校のきまりを守っている」児童・生徒の割合は、年度によってアンケート結果の傾向が変わるため、一概に本市と全国・県平均を比較してどれが高いともいえません。

「全国学力・学習状況調査」(H23～H25)

#### 【豊かな心】の現状のまとめ

- ・自己肯定感や将来の夢・目標に対する意識は、全国・県平均と大きな差は見られない。
- ・地域や社会の問題、出来事に対する関心は、全国平均と比べて、高い傾向にある。

### ③【健やかな体】の現状

本市では、国が推進する「早寝早起き朝ごはん」国民運動に「読書」を加えた「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」の市民運動を推進しています。ここでは「どくしょ」以外の生活習慣の現状を示します。

#### ア. 早寝

平日の就寝時間は、児童・生徒とも全国平均と比較すると早いですが、県平均よりは遅い傾向にあります。

#### イ. 早起き

平日の起床時間は、県及び本市の児童・生徒において、全国平均と比較して早い傾向にあります。

#### ウ. 朝ごはん

朝ごはんを食べる割合については、小学校児童については県・全国と比べて大きな差はありません。中学校生徒の朝ごはんを食べる割合は、本市において、全国平均と比較して高い傾向にあります。

「全国学力・学習状況調査」(H23～H25)

#### エ. 日常生活

テレビ・ビデオ・DVDの視聴時間は、小学校児童では全国並みといえますが、中学校生徒では、全国・県平均よりも視聴時間が短い傾向にあります。

「携帯電話やスマートフォンの使い方について家の人と約束を守っていますか」という問いについては、児童・生徒とも全国平均と比較すると守れていますが、県平均と比較すると守れていない(約束がない)傾向にあります。携帯電話の所持率は、平成25年度調査では中学校生徒で47.4%となっています。

「全国学力・学習状況調査」(H23～H25)

#### オ. 体力テスト結果

体力テストの結果(合計点)は、年度によって差が見られますが、小学校児童では、男女とも県平均より高く、全国平均よりやや低い傾向があります。

中学校生徒でも、全国平均に比べて低い傾向が見られ、特に女子においてその傾向が顕著になっています。男子は平成25年度に全国・県平均を上回る水準となっています。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(H23～H25)

## カ. 日常の運動実施状況

日常の運動実施状況は、小学校児童では男女ともに全国・県平均と比較して大きな差は見られません。中学校生徒においては、男子では、全国・県平均と大きな差はありませんが、女子では、ほとんど毎日運動している生徒の割合が全国と比較して少ない傾向にあります。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(H25)

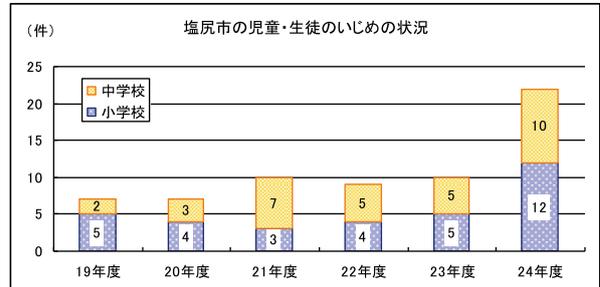
### 【健やかな体】の現状のまとめ

- ・「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」への取り組みに代表される、規則正しい生活習慣を推進する市民運動の成果が現われている。
- ・中学校女子生徒で、積極的な体育活動参加者（毎日運動している者）が少ない。体力テストの得点も全国平均に比べて低く、課題が見られる。

## (2) 学校教育と地域社会の現状

### ア. いじめ

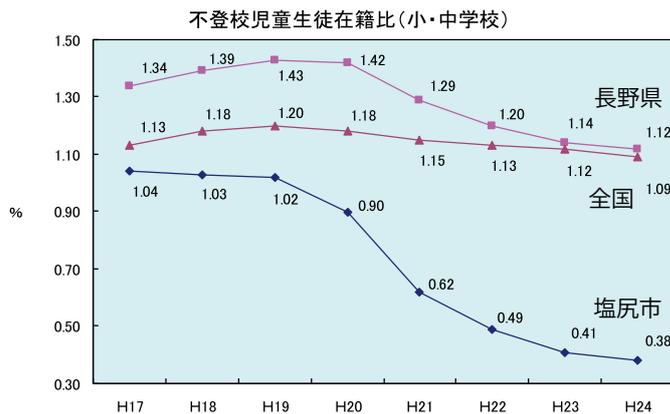
本市の児童・生徒のいじめの状況は、平成24年に急増していますが、これは、いじめの定義を再度徹底し、これまで認知されなかったものについても、いじめとしてとらえるようになったためです。



「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

### イ. 不登校

不登校児童・生徒数の在籍比は、全国・県と比較して少なく、さらに減少傾向にあります。教育相談員の配置事業やQ-Uアンケート\*の活用事業、元気っ子応援事業\*など、不登校への取り組みが成果をあげているものと考えられます。



「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

### ウ. 地域行事への参加

地域行事への参加については、長野県は全国と比較してたいへん盛んな状況です。本市においても、県平均同様に地域行事への参加が盛んな状況です。

「全国学力・学習状況調査」(H23～H25)

#### 学校教育と地域社会の現状のまとめ

- ・本市においてもいじめは存在しており、保護者の問題意識も高く、継続して取り組むべき課題となっている。
- ・不登校児童・生徒在籍比は、近年、大幅に減少しており、取り組みの成果が上がっているが、継続的な取り組みが必要である。
- ・地域行事への参加は、長野県は全国と比較して盛んであり、本市においても同様の傾向にある。

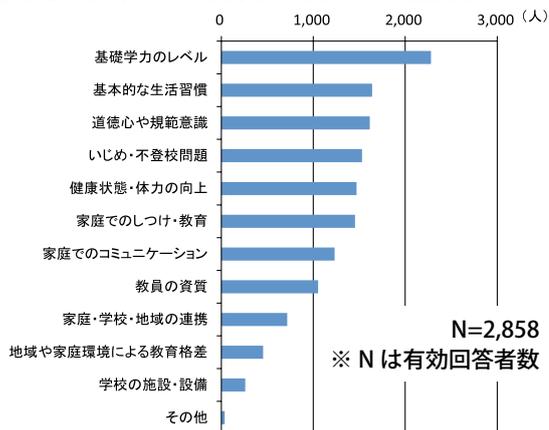
### (3) 保護者アンケートの結果

平成25年度に実施した「塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」の結果を示します。

#### ア. 子どもの教育について関心のあること

教育における関心は、【確かな学力】に含まれる「基礎学力のレベル」がもっとも高く、【健やかな体】に含まれる「生活習慣」が続き、【豊かな心】の「道徳心や規範意識」が3位となっています。以下、「いじめ・不登校問題」、「健康状態・体力の向上」、「家庭でのしつけ・教育」があげられています。

子どもの教育について関心のあること（複数回答）

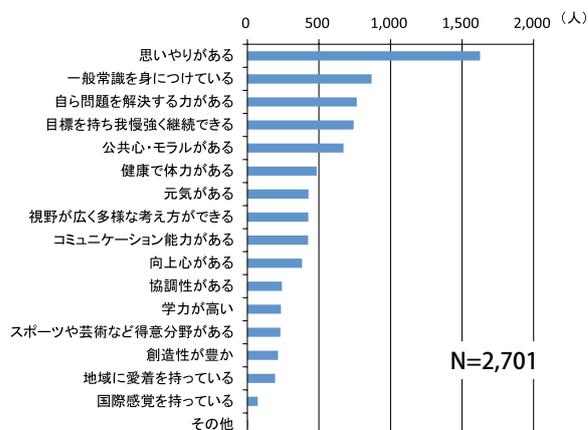


「平成25年度 塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」

#### イ. 育てほしい子ども像

子どもがどのように育てほしいかを聞いたところ、「思いやりがある」がもっとも多く、次に多く回答された「一般常識を身につけている」の2倍近い回答数を得ました。また、「自ら問題を解決する力がある」、「目標を持ち我慢強く継続できる」、「公共心・モラルがある」といった回答が上位になっています。

育てほしい子ども像（当てはまるもの3つまで回答）

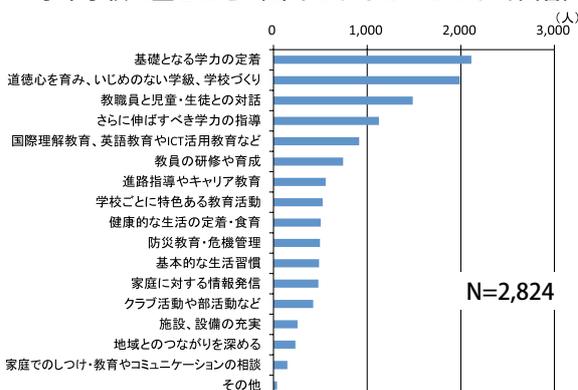


「平成25年度 塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」

#### ウ. 小中学校に望むこと

もっとも多くあげられたのは、「基礎学力の定着」です。学力においては「基礎的な学力の定着」に加え「英語やICT\*」などの時代に対応した教育も求められています。また、「思いやりの醸成やいじめの解消」、「子どもに対する教職員の理解を深めること」が重要であると考えられています。

小中学校に望むこと（当てはまるもの5つまで回答）

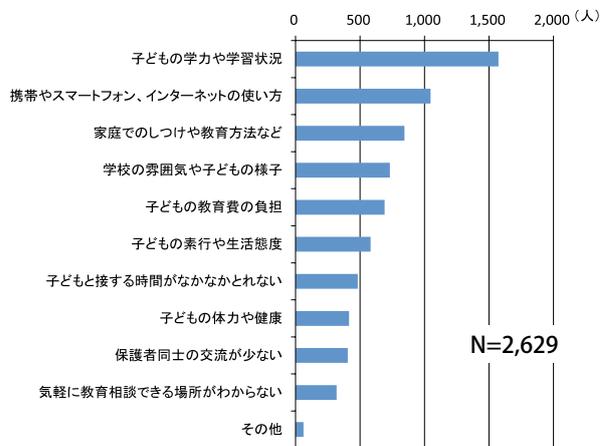


「平成25年度 塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」

## エ. 家庭教育で困っていること

「子どもの学力や学習状況」がもっとも多くあげられました。次いで、「携帯電話やインターネットの使い方」への回答が多く、これは、「家庭でのしつけや教育方法」、「子どもの素行や生活態度」よりも困っているという結果になっています。携帯電話やインターネットについては、親自身の幼少期に機器やインフラがなかったため、子ども時代における使用方法について、自らの経験に基づく判断基準がないことなどが不安の要因となっていることも考えられます。

家庭教育で困っていること（複数回答）



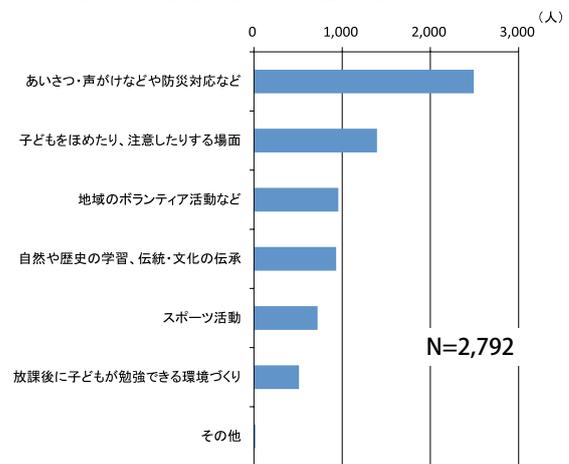
「平成25年度 塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」

## オ. 地域の教育力が必要な場面

「あいさつ・声かけなどや防災対応など」、地域の安全、安心を確保という回答がもっとも多くなっています。一方で、「スポーツ活動」や「放課後の勉強」についての回答は少数です。

放課後の勉強をあげる市民が少なかった理由は、放課後に子どもが勉強できる環境をつくる主体として私塾が一般化していることや、放課後の学習は家庭でするものという認識があり、地域がその場に参画するという発想に至っていないと考えられます。

地域の教育力が必要な場面（複数回答）



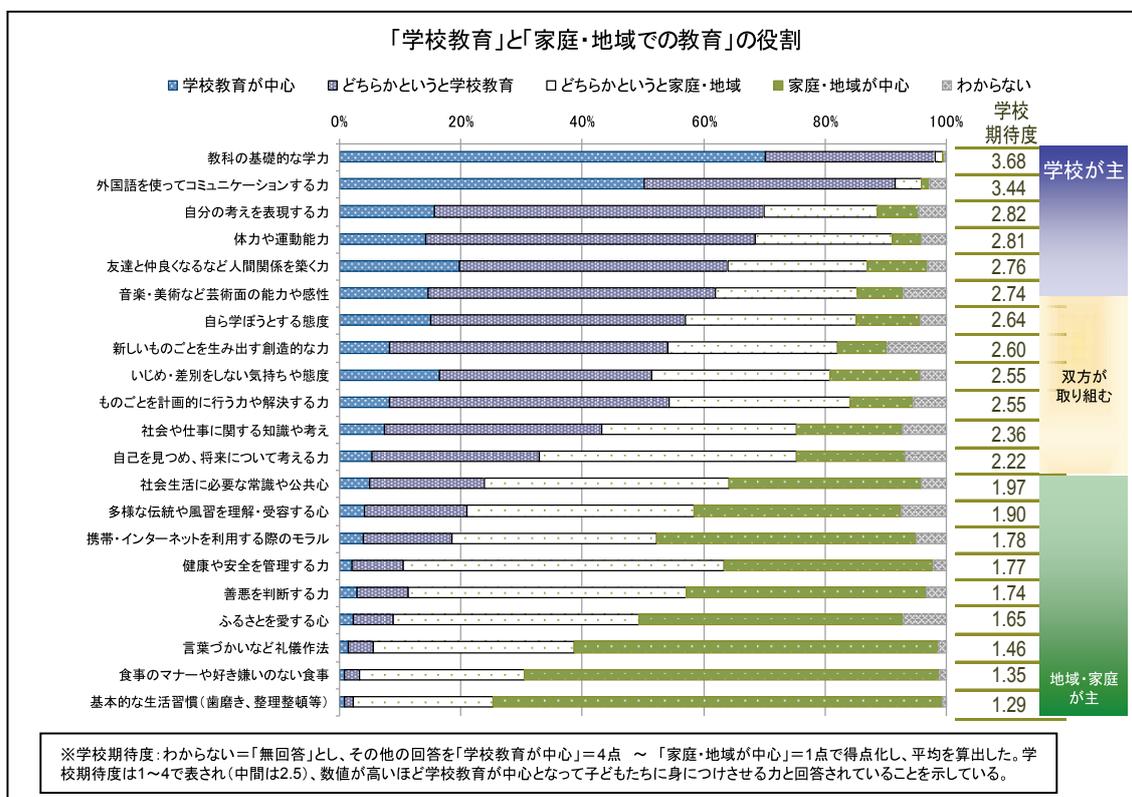
「平成25年度 塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」

## カ. 「学校教育」と「家庭・地域での教育」の役割

ここでは、保護者アンケートの回答を得点化し、学校教育が中心とされる度合いを「学校期待度」として表しました。「学校期待度」は、1～4で表され、数値が高くなるほど、学校教育が中心となって取り組むべきとする回答が多かったことを示します。学校期待度が2.5であれば、学校教育と家庭・地域の両方で取り組むべきと読み取ります。

「基礎的な学力」や「外国語」など学習に関することや、「自分の考えを表現する力」、「人間関係を築く力」等は、集団において身につけるべき項目で、学校期待度が高くなっています。反対に、「基本的な生活習慣」や「食事のマナー」など礼儀やモラルに関わる項目は、家庭・地域で取り組むべきとされています。

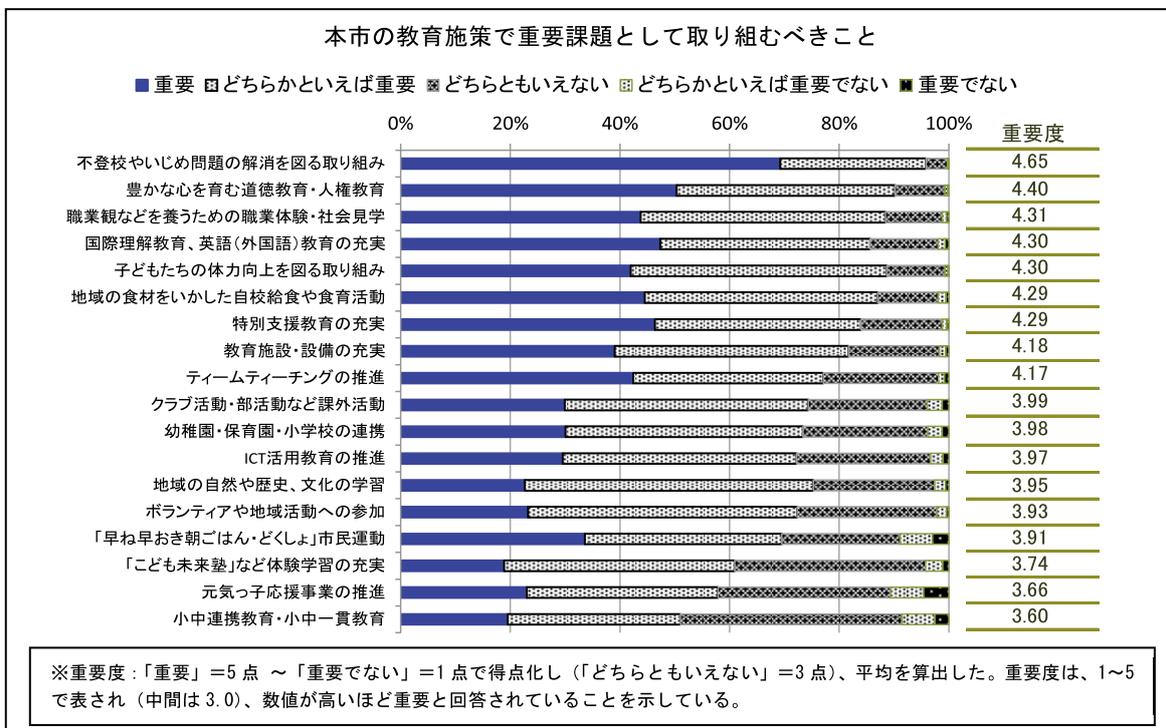
学校と家庭・地域の両方が取り組むべきと考えられているのは、「いじめ・差別をしない気持ちや態度」があります。ほかにも「ものごとを計画的に行う力や解決する力」、「新しいものごとを生み出す創造的な力」、「社会や仕事に関する知識」などがあげられます。これらは、将来の仕事やキャリア形成に係る知識や能力と考えられ、いじめの問題と同様、学校及び家庭・地域両方の取り組みが必要とされています。



「平成25年度 塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」

## キ. 本市の教育施策で重要課題として取り組むべきこと

アンケート調査の結果を項目ごとに得点化し、「重要度」（1～5）で表しました。重要度は、いずれも3.5を超え、どの施策も重要であると認識されています。特に「不登校やいじめ問題の解消」、「道徳・人権教育」への回答が多く、思いやりや道徳観を醸成することが重視されています。次いで、「職業観の形成」があげられ、時代の変化に伴う、子どもの将来の就業への不安が課題となっています。



「平成25年度 塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」

### 保護者アンケートの結果のまとめ

- ・子どもの教育についてもっとも関心が高いことは、基礎的な学力である。
- ・育ててほしい子ども像として、「思いやりがある」がもっとも多く回答されている。
- ・小中学校に望むことは、基礎学力の定着、道徳心や思いやりの醸成である。
- ・小中学校に期待する役割としても、学力に関する事柄が多くあげられている。
- ・地域の教育力が必要な場面で、地域の安全、安心を確保することが求められている。
- ・家庭教育で困っていることは、子どもの学力や学習状況、インターネット端末となった携帯電話・スマートフォンの使い方に関する問題である。
- ・家庭・地域で取り組むべきこととしては、基本的な生活習慣に関する事柄が多くあげられている。
- ・学校と家庭・地域両方で取り組むべきこととしては、いじめ・差別をしない気持ちや態度、ものごとを計画的に行う力や解決する力、新しいものごとを生み出す創造的な力、社会や仕事に関する知識などの育成である。
- ・本市の教育施策で取り組むべきこととしては、不登校やいじめ問題の解消、道徳・人権教育など、思いやりや道徳観に関する課題が重要視されている。



### **Ⅲ 本市の目指す教育と方向性**

## Ⅲ 本市の目指す教育と方向性

### 1 全市的な長期戦略における本計画の役割

#### (1) 目指す都市像

第五次塩尻市総合計画では、塩尻市の目指す都市像を「確かな暮らし 未来につながる田園都市」とし、人口減少社会において30年後にも“選ばれる地域”であり続けることを目指しています。

#### ●第五次塩尻市総合計画が目指す都市像

確かな暮らし 未来につながる田園都市

#### (2) 基本戦略

都市像を実現するために本市では、3つの基本戦略を掲げています。基本戦略は、「子育て世代」、「シニア」をメインターゲット（顧客）として都市像の実現を目指しています。

#### ●第五次塩尻市総合計画における基本戦略

基本戦略A：子育て世代に選ばれる地域の創造

基本戦略B：住みよい持続可能な地域の創造

基本戦略C：シニアが生き生きと活躍できる地域の創造

#### (3) 教育振興基本計画に求められる役割

教育再生による確かな成長の支援

- ・ 特色ある教育による知・徳・体の向上
- ・ きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

全市的な長期戦略（基本戦略）の推進のために、本計画では、「基本戦略A：子育て世代に選ばれる地域の創造」を目指します。そのために、「教育再生による確かな成長の支援」を行います。

## 2 基本理念

### 一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育

本市では、子どもたち一人ひとりに向き合い、個々の個性や特性に応じた確かな育ちを支援するため、「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」を基本理念として教育政策を推進します。これは、家庭においても、学校においても、地域においても変わりません。

こうした教育には手間がかかりますが、子どもたちの育ちにていねいに向き合うことで、本市で育つすべての子どもが充実した体験や経験を積み重ね、学習の成果を活かし、社会を生き抜く力を蓄えて、自立して前向きに生きていく大人となることを目指します。本市から育ったひとは、地域に貢献しながら、グローバルに活躍することが期待されます。

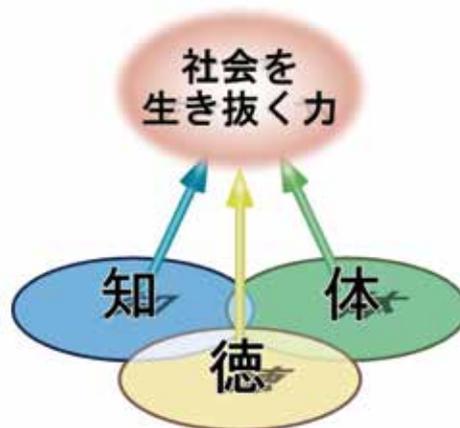
加えて、自立して前向きに人生を歩むことのできる子どもの確かな育ちを支援し続けることで、子どもの成長をサポートできる地域として、子育て世代に選ばれるようになることを目指すものです。また、この理念の実現を目指すためにきめ細かで特色ある教育環境の整備を推進します。

## 3 育てたい人間像

### (1) 「社会を生き抜く力」を備えたひと

少子・高齢化の進展、グローバル化の進展、雇用環境の変化、地域社会や家族のあり方の変容、格差の固定化など、子どもを取り巻く社会情勢の変化は激しさを増しています。これからの時代では、自らが価値判断をして、目標ややりがいをみつけ、社会を形成する一人として前向きに生きていくことが必要です。

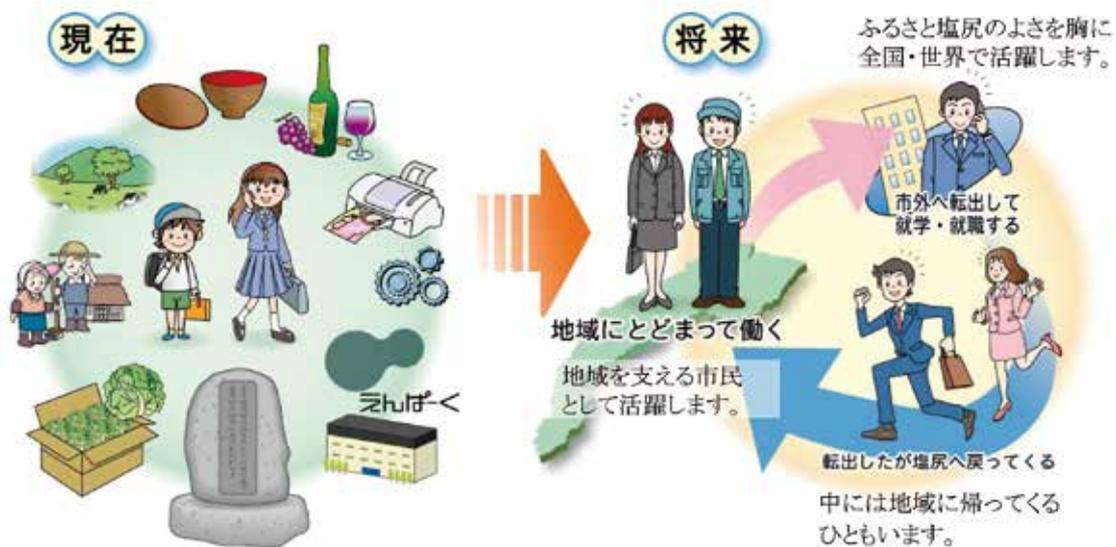
そのために必要な「社会を生き抜く力」は、「知」・「徳」・「体」の3つの要素からもたらされます。



## (2) 郷土を知り、誇りと愛着をもったひと

本市は、豊かな自然に囲まれた田園都市です。おいしい農産物やワインが生産される一方、世界に誇れる技術を持った工業や工芸も盛んなまちです。独自の伝統文化が息づく一方で、近年では、信州F・POWERプロジェクト<sup>\*</sup>など循環型社会<sup>\*</sup>の形成を目指した新しい産業も生まれつつあります。さらに地域を越えた市内の新しい交流も活発になってきました。

郷土に対する誇りと愛着は、このような地域の良さを体験し、気づき、自分のものとする学びを通してもたらされ、広く社会で活躍する際の自らの拠り所として、自己を支えるものとなります。



塩尻市の子どもは地域で様々な刺激を受けて成長します。

成長した子どもたちは、それぞれ市内外で活躍しますが、みんなが「塩尻」で育ったことを誇りに生きていきます。

## 4 重点的に取り組みたいこと

### (1) 学校教育の充実

学校は、確かな学力を身につける教育の中心的な場です。本市教育再生の核として学校教育を充実させ、子どもたちへの基礎学力の確実な定着と学力の向上を図ります。

さらに、情報活用能力、外国語活用能力、コミュニケーション能力など時代の変化に対応して求められる能力の向上を図ります。また、学校の裁量を広げ、学校ごとの特色ある教育活動を支援します。

#### ■取り組みの方向性

- ・基礎学力の確実な定着
- ・学力の向上
- ・時代の変化に対応した能力の向上
- ・学校ごとの特色ある教育活動の充実と支援
- ・ICTを活用した教育の推進
- ・小中連携、小中一貫教育の推進
- ・土曜日授業の検討
- ・教職員への教育環境の整備

### (2) 体験・経験の充実

社会を生き抜く力を習得するためには、豊かな体験・経験を重ねることが大切です。体験とは、成功体験だけでなく、失敗した体験から反省し、振り返る習慣を身につけることも含みます。基礎的な学力の向上においても、学習する意欲が重要であり、それには日常生活において疑問に思うことや新しいことを知ったり、できるようになったりすることがもととなります。これらの体験から、自分の見方・考え方を広げようとする姿勢や、そのための学力を身につけようとする姿勢が育まれます。さらに、人と協力して物事を成し遂げることによって、よりよい人間関係を築く能力や支え合いの心が育まれます。

しかし、近年では、少子化による兄弟姉妹、地域の子どもの減少、自然にふれあう場の減少や防犯・安全意識の高まり等によって、子どもたちがこのような体験・経験をする機会が減少していることが指摘されています。

本市では、学校や地域で、成功、失敗、振り返りを行う機会を充実させ、生きる力に直結する体験や経験を積んだ子どもを育てます。

**■取り組みの方向性**

- ・キャリア教育\*の推進
- ・多種多様な体験・経験の機会の充実
- ・体験を発表する場の提供による振り返り学習の推進
- ・体験活動を通じた学習意欲、自己肯定感の醸成
- ・よりよい人間関係を築く能力や支え合いの心の醸成

**(3) きめ細かな支援による平等な学習機会の提供**

すべての子どもたちは、等しく教育を受ける権利を有しています。本市では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、すべての子どもたちへの平等な教育機会の提供に努めます。

すべての子どもたちの成長を願い、幼・保・小・中の連携を図りながら、一人ひとりの個性や特性に応じた育ちを応援していきます。

いじめ・不登校に関しては、「いじめは本市においても、どの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識の上で、「人として絶対に許されないこと」として問題の解決にあたり、子ども、家庭の支援に取り組みます。不登校に関しては、早期の対応により、不登校ゼロを目指します。

**■取り組みの方向性**

- ・すべての子どもたちへの平等な教育機会の提供
- ・一人ひとりの子どもたちへの個性や特性に配慮したきめ細かな対応
- ・いじめ、不登校への適切な対応

**(4) 学校・家庭・地域の連携**

学校・家庭・地域の人々が一体となって、地域の子どものを育むことは、子どもたちの豊かな成長をもたらします。また、子どもたちの育成に関わることにより地域の教育力も高まり、地域の絆を強めることにもつながります。

長野県においても、「地域に開かれた多様な公立学校」を重点施策としており、学校を地域の核として子どもたちの教育を向上させるため、保護者や地域住民が教育活動を支援し、学校運営に参画する仕組みを推進しています。

本市においても、このような学校・家庭・地域が一体となった教育体制と、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進し、地域と協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、教育していくことに取り組みます。

■取り組みの方向性

- ・地域に開かれた学校づくり
- ・コミュニティ・スクール<sup>\*</sup>の導入

(5) 家庭での教育の支援

近年、保護者の価値観の多様化により、子どもが様々な基準で評価されるようになってきました。このようななかであっても、子どもが社会人として生きていく上でごく当たり前のモラルの育成が必要です。また、情報化社会の進展など社会の変化によって、保護者自身が直面したことのないような教育課題に向き合うことが求められています。

家庭は、子どもにとって最初に経験する社会であり、基礎的な教育を受ける場でもあります。規則正しい生活習慣や他者を思いやる心は、まず、家庭で育てられるものです。また、子どもの自己肯定感や心の安定は、家族からの深い愛情によって育まれます。さらに、お手伝いなど、家庭での役割を果たすことで、段階的に社会での責任を果たすことを身につけていきます。

本市では、もっとも基礎的な教育の場である家庭での教育の支援を推進します。

■取り組みの方向性

- ・家庭での規則正しい生活習慣（しつけ）の定着の支援
- ・家庭での教育の充実を図るための親への支援
- ・保護者に対する情報リテラシー<sup>\*</sup>の向上のための支援

## 5 施策体系

### 第五次塩尻市総合計画

### 基本戦略 A 子育て世代に選ばれる地域の創造

教育再生による確かな成長の支援

特色ある教育による

知・徳・体の向上

きめ細かな支援による

平等な学習機会の提供

### 塩尻市教育振興基本計画の施策体系

基本目標に合わせて体系を整備し、施策を展開します。

基本目標	施策	ねらい	
社会を生き抜く力の養成	1 確かな知識とそれを活用する知恵の育成 <b>知</b>	1-1 知識となる基礎学力の定着や技能の習得	○義務教育で履修する基礎的な学力を確実に身につけたひとの育成 ○時代に対応した能力を身につけたひとの育成
		1-2 知識を活用する知恵の習得	○習得した知識を仕事や生活に活用する知恵を身につけたひとの育成 ○自己肯定感を持って前向きに人生を生きるひとの育成
	2 豊かで思いやりのある心の育成 <b>徳</b>	2-1 一人ひとりの豊かな心の育成	○他者を尊重し、相手を思いやれるひとの育成 ○自然や芸術など美しいものに感動する心を持ったひとの育成
		2-2 社会や地域に親しむ心の育成	○規範意識と責任感を持って、社会の中で自身の役割を果たすひとの育成 ○自身の生まれた地域に誇りと愛着を持ったひとの育成
	3 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着 <b>体</b>	3-1 規則正しい生活習慣の定着	○規則正しい生活習慣を身につけ、自己の体調を管理できるひとの育成
		3-2 正しい食習慣の定着	○健全な食習慣を身につけているひとの育成 ○食べることへの感謝と喜びを実感できるひとの育成 ○地域の食を知り、誇れるひとの育成
3-3 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着		○継続的に運動に親しむ習慣定着の支援	
4 きめ細かな支援による教育の平等な提供	4-1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進	○小集団学習の推進と、個々の特性に合わせたきめ細かな指導の支援	
	4-2 支援が必要な子どもに対する教育の充実	○支援が必要な児童・生徒への支援の充実	
	4-3 教育の経済的負担の軽減	○子育て家庭の経済負担の軽減	
5 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備	5-1 学校の運営体制の向上と機能強化	○学校の組織力の向上支援と、充実した教育体制の整備	
	5-2 地域の教育力の活用	○学校・家庭・地域の連携強化による地域に開かれた学校づくりの推進	
6 充実した教育を受けられる環境の整備	6-1 学校教育施設の整備	○子どもたちが充実した教育を受けることができる環境の整備	
	6-2 学校外の教育環境の整備	○子どもたちが様々なことを体験し、成長できる環境の整備	
	6-3 安全・安心な教育環境の整備	○学校施設の防災や、登下校時の交通安全、防犯対策推進等、子どもたちが安全に教育を受けられる環境の整備	

きめ細かで特色ある  
教育環境の整備

## IV 施策の展開

## IV 施策の展開

### 社会を生き抜く力の養成

#### 1 確かな知識とそれを活用する知恵の育成

確かな学力とは、「よみ・かき・そろばん」に代表される「知識」とそれを活用するための「知恵」からなります。知識と知恵があいまって、学習したことを仕事や実生活で役立てることが出来ます。

学力の習得には、学習に対する意欲や学習の習慣づけ等が重要です。学習する教科に対する興味・関心を持たせ、学習に対する動機付けを行うと同時に、十分な学習の機会を確保します。

#### 1-1 知識となる基礎学力の定着や技能の習得

教科の学習については、子どもたちの学ぶ意欲を醸成しながら、学習指導要領に定められた基礎的な学力の定着を図ります。加えて、個々の特性に応じて学力のさらなる向上を図ります。さらに、科学や外国語など個々の児童・生徒が興味を持った分野についてより深い学習ができるよう支援します。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 基礎学力の向上のための体制の構築

授業を通じて基礎的な学力が確実に定着するよう教育を行うことが学校の一義的な役割です。子どもたちの学習意欲を高められるよう教職員の指導力の向上を図ります。また、学力の定着には、反復練習が重要なことから、放課後の学習を支援する体制についても整備を進めます。

##### b. 個々の特性に応じた学力の向上支援

発展的な学習を望む子どもや、じっくり学習することが必要な子どもに対して、興味関心や特性に応じて積極的に学習する機会をつくります。

##### c. 時代の変化に対応した学力の向上

I C Tや外国語学習など時代の変化に対応した学力の定着を図ります。学校における、これらの学習に必要な人材や環境整備を支援します。また、学校外においても時代に応じた教育環境の整備を推進します。

#### d. 学ぶ意欲の醸成

子どもたちの知的好奇心を刺激し、学ぶ意欲を醸成する授業を研究します。教職員研修を実施し、各校の事例の共有や教職員の指導力向上を図ります。

#### 〔事業の方向性〕

- ・子どもたちの放課後学習の機会の創出
- ・土曜日授業を研究、導入の検討
- ・学校におけるICT教育の推進
- ・外国語に触れる機会の充実による、外国語力の向上
- ・教職員の指導力の向上
- ・図書館を活用した学習の推進

## 1-2 知識を活用する知恵の習得

---

習得した知識を十分に活用するためには、「知恵」が必要です。知恵は、思考力・判断力・表現力等からなり、座学だけでなく家庭や学校での様々な体験・経験を通して身につくものです。しかし近年、子どもたちの生活様式、特に遊びの変化から人とふれあうことや自然とふれあう機会など屋外での体験の機会が減少しています。

このため、学校内外での体験や経験の機会を増やし、知恵を習得する教育体制を整備します。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 学校における体験・経験の機会の創出

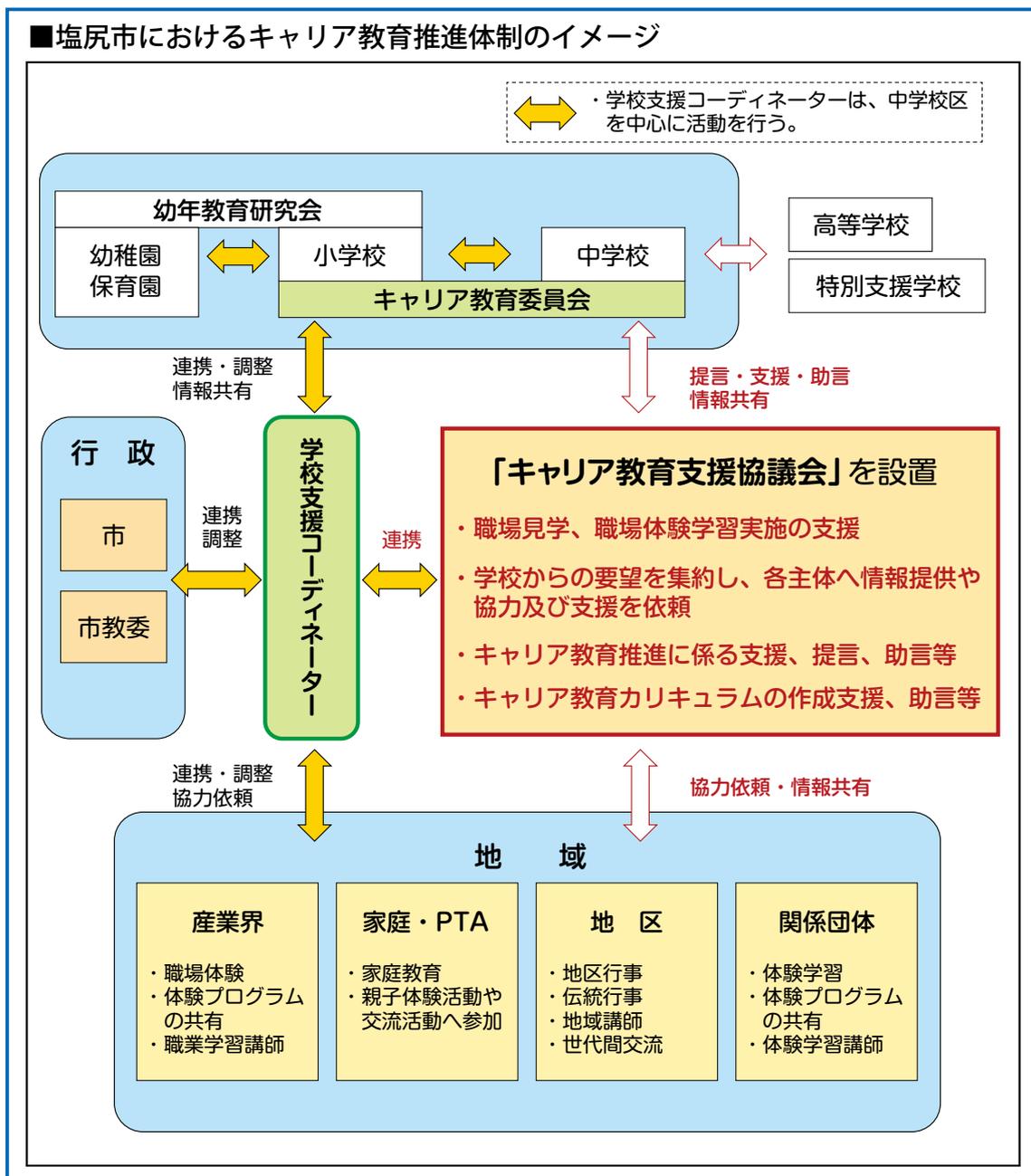
各学校での特色ある教育活動を支援し、様々な体験・経験の機会をつくります。加えて、体験・経験したことを発表する場を設け、子どもたちが見通しを立てたり、振り返りを行ったりすることで成長の実感できる学習を推進します。

##### b. キャリア教育の推進

子どもたちの夢や勤労観・職業観を醸成し、目標を持って成長できるようキャリア発達に関わる能力の形成を支援します。これまでのキャリア教育は、主に各学校が独自に実施してきましたが、全市的な体系化を進め、学校・地域・行政が一体となって推進していきます。

## 〔事業の方向性〕

- ・ 体験や経験を重視した活動の支援
- ・ 見通しや振り返り学習の推進
- ・ 学校と地域、企業・団体、行政が一体となったキャリア教育推進体制の構築
- ・ キャリア教育の体系化の推進
- ・ キャリア教育における専門家の活用検討
- ・ 塩尻市の資源や産業を生かした特色あるキャリア教育の推進
- ・ 幅広い調べ学習のための図書館利用の促進



## 2 豊かで思いやりのある心の育成

保護者に対して実施したアンケートでは、本市で育つ子どもたちには、「思いやりがある」ことと、「一般常識を身につけている」ことが望まれています。豊かで思いやりのある心の育成は重要な教育課題です。

「思いやり」とは、自然や美しいものに感動し、自己を認め、他者を理解して尊重する心です。また、「一般常識を身につけている」とは、社会の規律を守れる心であると考えられます。これらの要素をあわせた、豊かで思いやりのある心を育成します。

### 2-1 一人ひとりの豊かな心の育成

社会の変化が激しくなり、人々の価値観が多様化するなかで、子どもたちは、様々な基準で評価されるようになっていきます。このため、子どもたちが自己肯定感を持って成長することが難しくなっています。

また、少子化やひとり遊びの増加など、生活様式の変化により、他者とコミュニケーションをとる機会が減少しています。

本市では、子どもたち一人ひとりの豊かな心の成長を市民と一体となって支援します。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 自己肯定感の醸成

子どもたちが前向きに人生を歩めるように、自己肯定感を高めることが必要です。自己肯定感は、家族のよさ、友だちのよさを日々感じることで育まれることから、家庭や学校、地域全体で取り組みます。

##### b. 他者を思いやる心の育成

友だちや大人といった他者との関わり合いが、思いやりを育てます。家族、学校の友だちのほかに地域の大人、異なる文化を持った人々など様々な他者と関わることで、他者を尊重し相手を思いやる心を育てます。

##### c. 人権教育、道徳教育の推進

学校における人権教育や道徳教育を推進します。差別やいじめに関する正しい理解を醸成します。また、家庭に対しても、子どもの健やかな成長を支援するため、子どもたちの人権を守る研修、啓発を行います。

#### d. 自他の生命や健康、人格及び男女を尊重する態度の育成

子どもたちの発達段階にあわせた適切な性に関する教育を実施します。

性に関する教育については、心や身体の成長や性感染症など科学的な知識と、性に関する倫理的な面や豊かな人間関係の重要性といった総合的な認識の上で、各教科等における教育の中で充実させていきます。

#### e. 自然や芸術など美しいものに触れる機会の創出

自然や美しいものに感動する心を育むため、普段行くことのない野山や文化施設など特別な場での体験・経験の機会をつくります。

#### f. 学校における文化活動の支援

小中学校の授業や行事、クラブ活動や部活動の充実を図り、学校生活において子どもたちが文化活動に親しめるよう、各学校の環境や特性にあわせて支援を行います。

### 〔事業の方向性〕

- ・多様な体験・経験の機会の創出
- ・自己理解や振り返りの機会の創出
- ・自然や芸術に感動する機会の創出
- ・学校での文化活動の推進及び支援
- ・人権教育の推進
- ・発達段階にあわせた適切な性に関する教育の実施
- ・ミシャワカ市との交流による異文化に触れる機会の創出

## 2-2 社会や地域に親しむ心の育成

---

自己を肯定し、他人を思いやり、その上で生まれるのが社会に対する規範意識です。

近年は、子どもが群れて遊ぶことが少なくなったといわれます。子どもが多い時代には、身近に縦社会のコミュニティが形成され、そのなかでルールやモラルが身につけていました。しかし、少子化で、家庭内では一人っ子や二人兄弟が多くなり、地域内では、子どもが少なくなった現在、集団生活の機会が減少し、モラルや規範を育む機会や場を設けることも難しい時代になっています。

このようななかで、地域との連携を促進し、社会や地域に親しむ心を育成します。

## 〔施策の展開〕

### a. 地域と関わる機会の創出

地域の組織等に働きかけて、大人たちとの交流の機会を設けることにより、コミュニケーション能力等を育みます。地域との交流を通じて、大人たちや地域への憧れや信頼を養い、社会や郷土を愛する心を育てます。このための、子どもと地域、学校が連携した取り組みを推進します。

### b. 地域の文化・伝統に親しむ機会の創出

学校内外で、地域の祭典、催しへの参加を促進します。また、短歌等文化活動を実施し、地域学習を推進します。地域の文化・歴史を伝承することで、地域への誇りと愛着を育成します。

### c. 地域の産業に触れる機会の創出

地域の産業を知り、継承していくために、学校と地元産業が連携して、社会科見学や職業体験などの機会をつくります。

### d. あいさつ運動の推進

社会に対する規範の基本は、あいさつです。社会に対する健全な心を育成するため、あいさつする習慣の定着を図ります。積極的にあいさつをすることで、地域におけるコミュニティの充実を図ります。

### e. 青少年健全育成の推進

地域と一体となって、薬物やアルコール、有害図書・インターネットの有害サイトなどの有害情報から子どもを守ります。未成年者へのたばこ販売の防止策を強化し、成人向け商品の販売規制を強化します。また、薬物乱用の低年齢化や危険ドラッグの流通が社会問題化していることから、対策を実施していきます。

これらの課題に対しては、同時に、子どもたち自らが判断できる力を育みます。

## 〔事業の方向性〕

- ・ 支え合いの心を育成するボランティア体験活動の推奨
- ・ 学校と地域、企業・団体による身近な自然、産業、文化を知る機会の創出
- ・ 信州あいさつ運動\*の推進
- ・ 青少年健全育成の推進

街頭指導の実施、関係機関の連携強化、薬物乱用防止の推進、非行防止対策の拡充、成人向け商品の販売規制の強化、青少年健全育成都市宣言の周知

## 3 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着

子どもたちの健やかな体を育成し、体調を管理する規則正しい生活習慣の定着を図ります。自立した社会人として生きていくには、規則正しい生活習慣を身につけることが大切です。さらに、食べることや運動の喜びと大切さを知り、大人になってからも健康で規則正しい生活を維持していくための基礎をつくります。

保護者アンケートの結果からもわかるように、規則正しい生活習慣の定着は家庭での教育が基本となり、学校・地域・行政は、それを支援していきます。

### 3-1 規則正しい生活習慣の定着

規則正しい生活習慣を身につけることは、自立した社会人となるための重要な要素です。規則正しい生活習慣の目安として、十分な睡眠（早寝・早起き）と朝食を摂ることがあげられます。本市では、さらに読書活動の推進を加えて「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を展開し、子どもたちの生活習慣の定着を図っています。本市の子どもの生活習慣は、全国と比較して良好であるといえます。

近年、携帯電話等の所持率が年々高くなり、子どもの生活習慣に大きな影響を与えています。このような新たな課題については、情報提供など、家庭への教育支援が必要です。

引き続き、家庭での教育を支援するほか、「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を推進し、規則正しい生活習慣の定着を図ります。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 家庭での生活習慣の定着支援

規則正しい生活習慣の定着は、家庭での教育が基本です。学校・地域・行政においては、家庭での規則正しい生活習慣の定着を支援します。

##### b. 「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進

「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を推進し、規則正しい生活習慣の定着を促進します。特に、本市では学校図書館、えんぱーく及び図書館分館を活用した読書習慣の定着を独自の取り組みとして推進します。

#### 〔事業の方向性〕

- ・家庭での規則正しい生活習慣の定着の支援
- ・「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進
- ・学校図書館、市立図書館の充実による本を読む習慣の定着

## 3-2 正しい食習慣の定着

食は、人間のもっとも基本的な営みのひとつであり、健全な体を保つために欠かせないものです。同時に、人間のもっとも基本的な楽しみであり、家族や友人との絆を深める場でもあります。正しい食習慣は健全な体をもたらすと同時に人生を豊かにします。

しかし、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、朝食欠食や孤食など、子どもの食習慣の乱れや健康に関する懸念が指摘されています。

正しい食習慣の定着は、家庭での教育も重要ですが、学校においても「給食」を通じた食育の充実が求められています。

本市では、家庭と学校における食事を通じた、正しい食習慣の定着を推進します。

### 〔施策の展開〕

#### a. 健全な食習慣の定着支援

正しい食習慣の定着は、家庭での教育が重要です。朝食欠食や孤食など食習慣の乱れについては実態を調査し、家庭において望ましい食習慣が定着するよう必要な支援を行います。

#### b. 自校給食を基軸とした食育の推進

本市では、児童・生徒の見える場所で調理をし、地産地消を進めつつ、温かいものを温かいうちに出すという方針のもと、ほぼすべての小中学校で自校給食を実施しています。学校では、児童・生徒と、栄養士や調理員とのコミュニケーションの向上など自校給食を基軸とした食育を推進します。

#### c. 地域の食を知り、誇れるひとの育成

本市で生産されるおいしい農産物は、地域の重要な資源であり、誇りであるといえます。地域でとれる新鮮でおいしい農産物を知り、味わうことで、地域のよさを誇れるひとを育てます。

### 〔事業の方向性〕

- ・ 自校給食の継続と学校における食育の推進
- ・ 給食公会計制度の運営
- ・ 学校給食への地元産の食材の積極的な使用
- ・ レシピ等学校給食に関する情報の発信

### 3-3 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着

---

運動は、健全な身体を培うと同時に、豊かな人間性を育みます。運動に関する趣向や能力には個人差がありますが、生涯にわたって個人にあった適度な運動を継続するために、運動の習慣の定着を目指します。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 学校における体力増進の支援

保健・体育活動の充実を図り、学校生活において、子どもたちが運動に親しめるよう、機会をとらえた様々な運動への取り組みを支援します。

##### b. 学校における部活動の支援

中学校の部活動が、中学校時代及び将来における健康と体力の向上に資するよう、各学校の環境や特性にあわせて適切な支援を行います。

##### c. 学校外での体育活動の推進

子どもたちの学校外での多様な課外活動や、スポーツの実施を支援する環境や体制を確保します。地域、市体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>等の各種団体と連携を図り、様々なレベルで気軽に体を動かせる場の設置を推進します。また、親子でスポーツに親しめるイベントや教室等の開催を推進します。

#### 〔事業の方向性〕

- ・部活動に対する助成
- ・子どもが参加しやすいスポーツ環境の整備とイベント等の開催
- ・学校体育の授業の改善

## きめ細かで特色ある教育環境の整備

### 4 きめ細かな支援による教育の平等な提供

本市では、子どもたちの特性に応じたきめ細かな教育を実施し、すべての子どもたちに等しく教育を受ける機会を提供します。

#### 4-1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことで、個々の能力を十分に伸ばすことを目指します。このため、教職員の加配\*によるチームティーチング\*や小集団学習、元気っ子応援事業を一層推進します。

##### 〔施策の展開〕

##### a. 個別のニーズに対応した授業の推進

教職員の加配によるチームティーチングを推進します。複数の目で子どもを見ることで、多面的に子どもの実態をつかみます。また、集団のなかで、子どもへの個別の対応ができ、学習の進度に開きのある子どもや集団になじめない子どもへのきめ細かな指導を行います。

また、小集団学習を推進し、学習のなかで意見交換や資料作成をする機会を増やします。これにより、子どもの意欲を高め、学習への積極的な参加を促します。また、子どもの思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。

##### b. 元気っ子応援事業の推進

子どもたちの個性や特性を大切にしながら健やかな成長を支援する元気っ子応援事業を推進します。子どもたちが持っている力を十分に発揮できるように、幼・保・小・中・高、関係機関と連携を図り、一人ひとりの育ちを18歳まで支援します。

##### 〔事業の方向性〕

- ・教職員の加配によるチームティーチングの推進
- ・小集団学習の推進
- ・元気っ子応援事業の推進

## 4-2 支援が必要な子どもに対する教育の充実

様々な支援を必要とする児童・生徒、家庭が増加傾向にあります。個に応じた学習支援体制により、すべての子どもたちに充実した教育機会を提供します。

いじめ・不登校に関しては、「いじめは本市においても、どの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識の上で、「人として絶対に許されないこと」として問題の解決にあたり、子ども、家庭の支援に取り組みます。

### 〔施策の展開〕

#### a. いじめの未然防止と早期解決

いじめに関して、未然防止と早期解決を図っていくことが大切です。学校における人権教育を推進すると同時に、定期的な調査による実態把握を行い、安定した学級運営に努めます。さらに、いじめは起こり得るという認識のもと、いち早い発見と解決に努めます。

#### b. 不登校対策の充実

不登校児童・生徒に対し、生徒指導担当指導主事を中心とした支援体制により、学校、家庭、市教育センター、中間教室\*、民間の支援団体等が連携し、在籍校復帰のための支援を行います。また、不登校を未然に防ぐため、幼・保・小・中が連携して、その予兆を察知し早期の対策を講じます。

#### c. 相談体制の充実

相談員を充実させ、児童・生徒や家庭への支援体制を強化します。

子育てや家庭教育などに関する様々な不安や課題を抱える保護者などに、家庭児童相談員などが相談に応じ、その家庭の孤立化を防ぎ、不安や課題の解消を図ります。

支援が必要な家庭を早期に把握し、相談支援につなげていくため、幼児期からの関わりを持った保健師との連携、情報共有のあり方を検討します。また、これらの相談体制を必要とする家庭に相談先を確実に知ってもらえるよう、積極的な広報活動を行います。

#### d. 特別支援教育の充実

支援を必要とする児童・生徒に対してきめ細かな支援ができるよう体制を充実させます。特別支援講師、支援介助員の配置に関しては、支援体制の充実に向けて今後のあり方を検討します。

### 〔事業の方向性〕

- ・ Q-Uアンケートの活用など、安定した学級運営の推進
- ・ 相談員の充実による支援体制の強化
- ・ 中間教室の運営による不登校児童・生徒の在籍校復帰支援
- ・ 特別支援講師、支援介助員の拡充と今後のあり方の検討
- ・ 日本語の指導が必要な子どもに対する支援

## 4-3 教育の経済的負担の軽減

---

経済格差の拡大や経済状況の低迷から、経済的に就学が困難な家庭が存在します。このような児童・生徒に対しても就学、学習の機会は平等に与えられるべきです。経済的な事情により教育を受ける機会に格差が生じないように必要な支援を行います。

### 〔施策の展開〕

#### a. 義務教育中における経済的負担の軽減

経済的に支援が必要な家庭に対して、義務教育中における経済的負担の軽減を行います。

#### b. 高等学校等への進学に必要な経済的支援

高等学校・大学等へ進学するにあたり、経済的に困難な生徒に奨学資金を貸与します。また、私立高等学校<sup>1</sup>に通う家庭の負担が少しでも軽減できるよう、学校に対し、助成を行います。

### 〔事業の方向性〕

- ・ 支援が必要な家庭に対する就学援助の充実
- ・ 奨学資金貸与の実施
- ・ 私立高等学校に対する助成

---

1 私立中等教育学校後期課程を含む

## 5 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備

学校教育に対する市民のニーズが多様化・高度化していますが、知・徳・体いずれにおいても家庭や地域での教育も欠かせません。学校の組織力の向上を図ると同時に、学校・家庭・地域が連携し、一体となって子どもたちを育てていく教育体制を整備していきます。

### 5-1 学校の運営体制の向上と機能強化

入学、進学により学習や生活環境が変わるなか、それに対応することが困難な子どもたちが増えています。校内の教育体制の充実と平行して、幼・保・小・中の連携を強化し、子どもの発達特性や、各校の教育内容を相互に理解し、スムーズな接続を意識した教育を実施します。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 幼・保・小・中の連携の強化

幼・保・小・中の連携の強化をするため、相互に望ましい連携の方策を研究し、実践します。

##### b. 小学校、中学校間の校務の連携強化

小学校、中学校間の連携を密にし、情報の共有化を図ります。校務担当者間の連携を推進し、効率化を図ります。

##### c. 学校事務の情報化

学校は、児童・生徒の重要な個人情報扱うことから、教職員がデータを校外に持ち出し、個人情報の紛失をすることがないように努めます。また、校務の情報化を進め円滑な情報共有を推進します。

##### d. 教職員研修の充実

教職員に対し、情報専門の指導主事によるICT教育研修、塩尻市教育センターで開催する各種研修により、教職員の指導力と使命感の向上を図り、課題解決や実践に対する教職員の資質の向上を目指します。

##### e. 学校評価

県の動向を注視しつつ、学校の特性や実情に配慮した効果的な学校評価の導入を検討し、毎年、評価を機能させて課題が克服されるようにし、学校改善や授業改善に努めます。

#### f. 塩尻市教育センターにおける学校支援の充実

塩尻市教育センターでは、学校の抱える諸課題の解決のため、学校運営、教育課程、教職員、生徒指導等に関する研修・相談・助言・指導を総合的に支援します。

#### 〔事業の方向性〕

- ・小中連携教育の推進
- ・校務システムのシンククライアント\*化の推進

## 5 - 2 地域の教育力の活用

---

学校では、子どもたちの成長のために様々な取り組みが実施されています。学校の取り組みについて、保護者をはじめ、地域（市民）に積極的に広報し、学校と地域の連携を密にします。その上で、地域の教育力を生かした教育体制の構築を推進します。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 地域における諸活動への参画の支援

公民館や神社の清掃など地域における奉仕活動等を推奨します。さらに、これらの活動が子どもたちの体験・経験の機会として活かされるよう、見通しや振り返りに対しても地域や保護者に協力を依頼し、活動の充実を図ります。

登下校時の見守りや声かけなど見守り活動が継続されるよう支援します。

宿題の添削や課外学習の講師、放課後学習など様々な教育活動における地域人材の活用を促進します。

##### b. 学校と家庭、地域における情報交換の促進

行事や授業研究など学校の多様な取り組みを家庭や地域に発信し、学校・家庭（保護者）・地域（市民）間の相互理解を促進します。

##### c. 学校と家庭、地域による協働の学校運営の導入

長野県では、信州型コミュニティスクール\*の導入が推進されています。本市においても学校・家庭・地域が連携した学校運営を導入し、地域とともにある学校づくりを推進します。

### **〔事業の方向性〕**

- ・ 地域における奉仕活動の推奨及び協力依頼
- ・ 登下校時の声かけ・見守り活動の継続
- ・ 放課後学習など、教育活動における地域人材の活用の推進
- ・ 学校と家庭、地域における情報交換の促進
- ・ 学校ホームページの活用による情報発信
- ・ 学校と家庭、地域による協働の学校運営の導入

## 6 充実した教育を受けられる環境の整備

本市において充実した教育を受けられるよう、学校施設の整備を推進します。学校外においても、子どもたちが十分な体験・経験を積めるような環境を整備します。

安全に関しては、学校施設の耐震化や老朽化への対応が必要です。また、犯罪や事故から子どもたちを守る体制を構築すると同時に、安全に対する教育を実施します。

### 6-1 学校教育施設の整備

子どもたちが多くの時間を過ごすだけでなく、災害時の避難先となる学校施設の耐震化を推進する必要があります。また、経年により老朽化が見られる学校施設も存在します。これらの施設に対して必要な改修を行い、教育環境を整備、改善します。

#### 〔施策の展開〕

##### a. 学校施設の耐震化の推進

窓ガラスの飛散防止など、学校施設の安全性確保のために必要な改修を行います。

##### b. 学校施設の改修と改善の実施

経年による損耗、機能低下に対する復旧措置、教育環境の改善、また建物の耐震化の向上を図ります。

##### c. 充実した教育に必要な設備、備品の整備

読書活動の推進を図るために学校図書館管理システムを有効活用し、市立図書館と連携します。古くなった図書については入れ替えを推進します。

I C T教育など、時代の変化に応じて、教育の推進のために必要な設備、備品の導入を進めます。

#### 〔事業の方向性〕

- ・ 学校施設の改善及び耐震化のための改修
- ・ 学校図書館管理事業の継続
- ・ 学校図書の入れ替えの推進
- ・ タブレット端末\*導入の検討
- ・ 効率的、効果的な学校施設の管理
- ・ 市内小中学校、保育園、児童館、教職員住宅等の簡易な修繕及び環境整備の一元化

## 6-2 学校外の教育環境の整備

就労形態が変化し、未就学児の保育と同様に、小学校児童の放課後の居場所づくりに対するニーズが高まっています。

学校外においても子どもたちが安心して過ごせる場所や、様々な学習や体験・経験ができる環境を整備する必要があります。本市で育つ子どもたちが、地域の多様な刺激を受けて成長できることを目指します。

### 〔施策の展開〕

#### a. 児童館・児童クラブ・放課後児童教室の充実

児童館では、子どもに健全な遊びを提供し、情操豊かな心身の健康増進を目指します。

また、放課後児童クラブ等では、放課後の家庭に保護者がいない小学生に対し、適切な遊びや安全・安心な生活の場を提供し、集団生活を通じた児童の健全育成を図ります。

#### b. 公園や体験施設の整備、維持・管理

市内に自然体験ができる施設を充実させ、子どもたちの成長の過程において自然に触れあえる場を提供します。体験学習施設としては、塩嶺体験学習の家、柏茂会館を中心として位置付け、維持・管理します。

#### c. 生涯学習施設等の充実

生涯学習施設や体育施設は、子どもから高齢者まですべての市民が利用するものですが、子どもたちの課外活動施設としても重要な役割を果たしています。えんぱーくや博物館等、生涯学習施設や体育施設を充実させ、児童・生徒の課外活動を促進します。

### 〔事業の方向性〕

- ・放課後の児童・生徒の居場所づくりの推進
- ・塩嶺体験学習の家及び柏茂会館の維持・管理と活用
- ・えんぱーく、博物館等の充実

## 6-3 安全・安心な教育環境の整備

毎日の通学は、交通事故や事件の危険をはらんでいます。子どもたちが安心して安全に通学できる環境を確保し、子どもたちに対しても交通安全や防犯の意識を高めます。

### 〔施策の展開〕

#### a. 通学路の安全確保の推進

学校・家庭・地域が連携し、学校や通学路の安全を確保する取り組みを推進します。学校支援ボランティア等による登下校の見守り活動とPTAによる防犯活動がこれまで行われてきましたが、これらの活動の活性化を図ります。子どもの緊急避難場所である「こどもを守る安心の家」\*の設置場所を拡大します。

また、大雪等自然災害時においても、安全確保に努めます。

#### b. 安全・防災教育の推進

子どもたちの安全を脅かす災害・事件、事故に対して、命を守り危険を予測して的確な判断のもと安全に行動できるよう安全・防災教育を推進します。特に、近年はインターネット等の利用に係る犯罪やトラブルが社会問題となっていることから、これらの適切な利用に関する教育を強化します。また、自然災害に対する学びを深めます。

また、犯罪や事故にあった子どもに対しては、カウンセリング機能の強化やNPO法人との連携によってメンタル面の支援を行います。

#### c. 学校における災害安全体制の強化

学校防災計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアルの整備、見直しを行い、学校職員等が適切な対応ができるよう、体制を整えます。

### 〔事業の方向性〕

- ・地域防犯活動の活性化
- ・「こどもを守る安心の家」の充実
- ・地域児童見守りシステムの有効活用
- ・インターネット等の適切な使い方に関する教育の推進
- ・犯罪や事故にあった子どもの立ち直り支援
- ・防災教育、避難訓練の強化
- ・学校防災計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアル等の適切な更新、充実



## V 計画推進について

## V 計画推進について

### 1 各主体の役割

塩尻市の教育は、学校・家庭・地域・行政（教育委員会）が一体となって取り組みます。学校・家庭・地域は、子どもたちの教育を主として担い、行政は、学校や家庭での教育を支援します。

#### (1) 学校

学校は、基礎的な学力を定着させ、学力の向上を図るという重要な役割を担います。さらに、体験・経験活動を充実させ、自ら考え、学ぶ意欲や集団生活のなかで他者を思いやる心と、学校給食や体育、部活動等を通じて健やかな体を育みます。

#### (2) 家庭

家庭は、規則正しい生活習慣の定着や規範意識の育成・家庭学習を担います。また、子どもの精神的な支えとなり、思いやりの心や情操を育む場としても重要な役割を担います。

#### (3) 地域

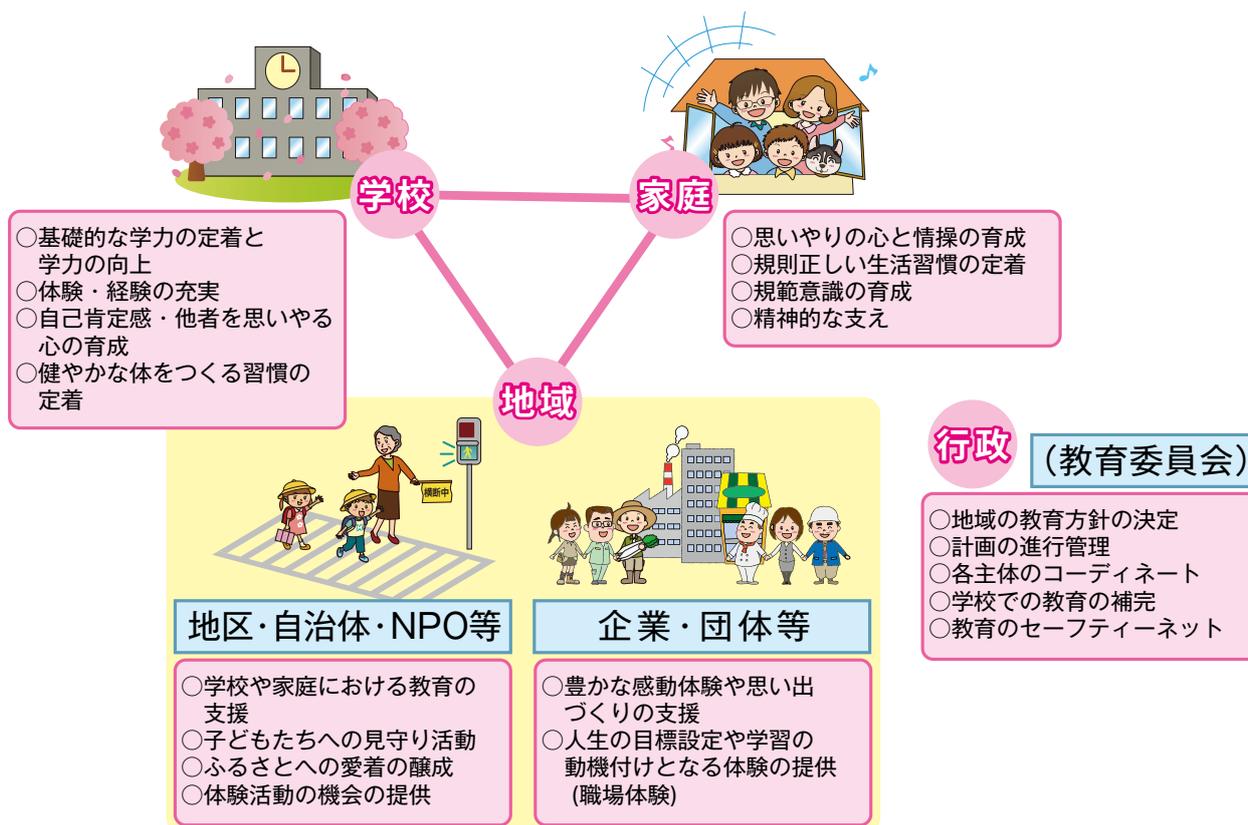
地域（地区・自治会、NPO法人等）は、地域における子どもたちの教育や見守り、学校や家庭での教育のサポートを行います。例えば、通学における子どもたちの安全の確保や、地域行事の実施等によるふるさとに対する愛着の醸成を担います。

さらに、これからは地域の企業・団体等にも、子どもたちの教育に関わることが期待されています。子どもたちの職業観、人生の目標設定のきっかけづくりとして、キャリア教育の充実が求められています。このようなキャリア教育の核となる職業体験への積極的な協力により、子どもたちに豊かな体験の機会を提供します。

#### (4) 行政（教育委員会）

教育委員会は、本計画の進行を管理し、確実に推進させるため、学校・家庭・地域の主体をコーディネートし、それぞれが最大限に力を発揮できるように支援します。

また、学校と家庭における教育活動を補完するための支援を行います。例えば、特別な支援が必要な子どもに対しても平等な教育機会が提供されるよう、きめ細かな支援を行います。



## 2 各主体（学校・家庭・地域・行政）が連携した推進体制

### (1) 保護者や地域住民等の学校運営への参画

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校運営に参画する制度の導入を推進します。

この制度の導入により、公立学校に対する市民の多様な期待にこたえ、地域力の積極的な活用により、学校と家庭、地域が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを目指します。

### (2) 地域、企業・団体、学校、行政が連携したキャリア教育の推進

キャリア教育の推進には、学校だけでなく地域の企業・団体との連携が不可欠です。地域、企業・団体、学校、行政が連携していくため、キャリア教育支援協議会を設置します。協議会は、行政、企業、地域の代表者等で構成し、以下の役割を担います。

#### [キャリア教育支援協議会の役割]

- ・ 職場見学、職業体験学習実施の支援
- ・ 学校からの要望を集約し、各主体へ情報提供や協力及び支援の依頼
- ・ キャリア教育推進に係る支援、提言、助言等
- ・ キャリア教育カリキュラムの作成支援、助言等

### (3) 学校支援コーディネーターの配置

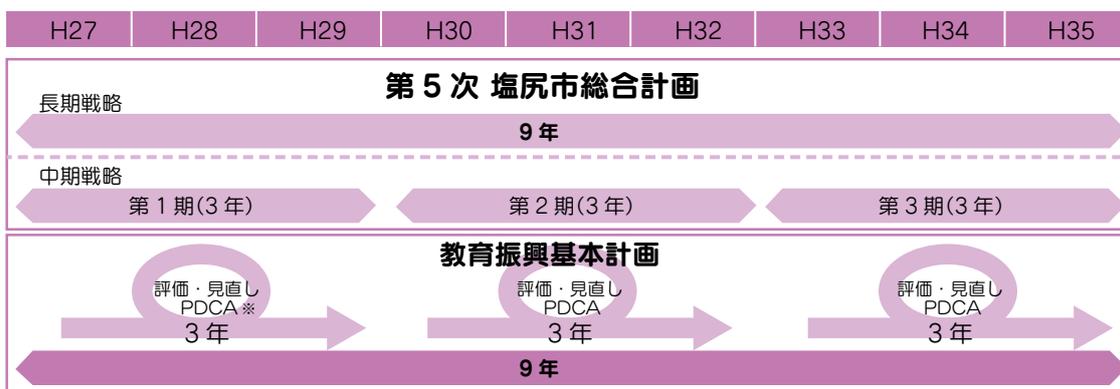
学校と地域、企業・団体、行政の連携を促進するため、学校支援コーディネーターを配置します。コーディネーターは、学校の職場体験の調整、職場見学の支援や社会人や地域の講師派遣、協力ボランティアの人材バンクづくり、学校行事と地域・商工会議所等の行事等の調整等、学校と地域、企業・団体の連携を促進します。また、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携・調整を行い、スムーズな連携のとれた教育体制の構築を推進します。

### 3 計画の進行管理と見直し

本計画は、平成 27 年度から平成 35 年度までの 9 か年の計画です。

#### (1) 計画の進行の検証

計画の進行については、3 年ごとに検証し、必要に応じて実施事業の見直しを図るものとします。これは、第五次塩尻市総合計画の中期戦略と同じ周期です。



#### (2) 塩尻市教育振興基本計画の成果指標

計画の進行管理の目安は、「成果指標」(巻末資料)の通りです。



## 卷末資料

## ■ 塩尻市教育振興基本計画成果指標

基本目標	施策	指標名	対象者	現状値	時点 (年度)	目標	標準値	情報源	周期		
						H29年度					
1 <b>知</b>	1-1 知識となる基礎 学力の定着や 技能の習得	授業以外の普段(月～金)の1日当たりの学習時間が 少ない児童・生徒の割合 (小6…1時間未満) (中3…2時間未満)	小6	36.0%	H26	国・県より低割合を維持しつつ、更に前年 度よりも減少することを目標とする。	37.9%	全国割合	全国学力・ 学習状況調査	1年	
			中3	70.9%	H26	前年度よりも低割合を目指し、国・県の割 合より低割合を目標とする。	64.8%				
		国語の授業の内容が分かる児童・生徒の割合	小6	85.4%	H26	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年 度よりも高割合を目標とする。	80.1%				
			中3	77.2%	H26	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年 度よりも高割合を目標とする。	72.0%				
		算数・数学の授業の内容が分かる児童・生徒の割 合	小6	86.4%	H26	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年 度よりも高割合を目標とする。	79.6%				
			中3	70.4%	H26	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割 合よりも高割合を目標とする。	71.5%				
	1-2 知識を活用する 知恵の習得	「総合的な学習の時間」に主体的に取組む児童・生 徒の割合	小6	60.6%	H26	前年度よりも高割合を目指し、国・県よりも 高割合を目標とする。	63.8%	全国割合	全国学力・ 学習状況調査	1年	
			中3	46.0%	H26	前年度よりも高割合を目指し、国・県よりも 高割合を目標とする。	54.8%				
	2 <b>徳</b>	2-1 一人ひとりの 豊かな心の育成	将来の夢・目標を持っている児童・生徒の割合	小6	88.2%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	86.7%	全国割合	全国学力・ 学習状況調査	1年
				中3	75.0%	H26	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	71.40%			
			人の役に立つ人間になりたいと思う児童・生徒の割 合	小6	95.0%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	94.0%			
				中3	95.0%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	94.0%			
2-2 社会や地域に 親しむ心の育成		地域行事の参加割合	小6	91.6%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	89.9%	県割合	全国学力・ 学習状況調査	1年	
			中3	68.1%	H26	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	63.7%				
		学校の規則を守っている児童・生徒の割合	小6	94.2%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	90.5%	全国割合			
			中3	93.2%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	93.0%				
3 <b>体</b>		3-1 規則正しい生活 習慣の定着	規則正しい生活状況(同じ時刻に起きる児童・生徒 の割合)	小6	94.4%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	92.9%	県割合	全国学力・ 学習状況調査	1年
				中3	95.0%	H26	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合 よりも高割合を目標とする。	93.2%			
			規則正しい生活状況(同じ時刻に寝ている児童・生 徒の割合)	小6	86.5%	H26	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	82.4%			
				中3	79.6%	H26	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	74.8%			
	授業以外(月～金)の1日当たりの読書時間が30分 以上の児童・生徒の割合		小6	44.5%	H26	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	38.2%	全国割合			
			中3	38.7%	H26	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	31.4%				
	一人あたりの年間読書冊数(学校図書館)	小学校	77.8冊	H25	前年度よりも多い冊数を目標とする。	—	—	市教委調査	1年		
		中学校	19.2冊	H25	前年度よりも多い冊数を目標とする。	—	—				
	3-2 正しい食習慣の 定着	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合	小6	98.3%	H26	現状の高割合を維持しつつ、前年度よりも 高割合を目標とする。	96.0%	全国割合	全国学力・ 学習状況調査	1年	
			中3	95.1%	H26	現状の高割合を維持しつつ、前年度よりも 高割合を目標とする。	93.5%				
		大人と朝食をとる児童・生徒の割合	小学生	55.7%	H26	前年度よりも高割合を目標とする。	—	—	市教委調査	1年	
			中学生	46.1%	H26	前年度よりも高割合を目標とする。	—	—			
3-3 運動に親しみ、 健康な体をつくる 習慣の定着	体力の合計点	小5男	55.42点	H25	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	53.87点	全国平均	全国体力・ 運動能力、 運動習慣等調査	1年		
		小5女	54.40点	H25	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	54.70点					
		中2男	44.99点	H25	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	41.78点					
		中2女	47.73点	H25	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	48.42点					
	ほとんど毎日運動している児童・生徒の割合	小5男	60.1%	H25	70.0%	59.2%					
		小5女	34.7%	H25	40.0%	33.5%					
		中2男	85.9%	H25	90.0%	83.8%					
		中2女	50.4%	H25	60.0%	59.9%					

基本目標	施策	指標名	対象者	現状値	時点 (年度)	目標 H29年度		標準値	情報源	周期			
						目標	現状値						
4 きめ細かな支援の平等による提供	4-1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進	学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合	小6	87.1%	H26	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	86.6%	全国平均	全国学力・学習状況調査	1年			
			中3	80.1%	H26	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	82.4%						
		自分には良いところがあると思う児童・生徒の割合	小6	80.5%	H26	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	76.1%						
			中3	69.3%	H26	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	67.1%						
		市内在住の年中児のうち元気っ子応援事業を受けた子どもの割合	年中児	88.7%	H25	90.0%	—				—	市教委調査	1年
		4-2 支援が必要な子どもに対する教育の充実	学校生活不満足群の割合	中1	12%	H26	前年度よりも低割合を目標とする。				31%	全国平均	市教委(Q-Uアンケート)
	4-3 教育の経済的負担の軽減	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	5 きめ細かで特色ある教育環境の整備	5-1 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の向上と機能強化	職員研修の実績(参加者の延べ件数)	学校教職員	—	—	前年度を下回らないことを目標とする。	—	—	市教委調査	1年		
			幼保小中連携の交流回数	幼稚園、保育園、小学校	—	—	前年度よりも増加することを目標とする。	—	—				
		5-2 地域の教育力の活用	学校と家庭、地域による協働の学校運営制度の実施割合	学校	0%	H26	100%	参考 コミュニティスクールより実施校 H26.4.1現在全国(小学校1,240校、中学校565校)	—	市教委調査	1年		
			教育活動における地域人材活用の事案数	学校	—	—	前年度よりも増加することを目標とする。	—				—	
	6 充実した教育を受けられる環境の整備	6-1 学校教育施設の整備	大規模改修件数	学校	4校	H25	計画の目標件数の達成	—	—	市教委調査	1年		
耐震化改修施設数			学校	3校	H25	計画の目標件数の達成	—	—					
学校図書整備率(標準を下回る学校)			学校図書館	小1校 中4校	H25	学校図書館図書標準に定められた割合をすべての学校が上回る	—	—					
6-2 学校外の教育環境の整備		安心して子どもを預けられる環境があると感じる人の比率	全市民	37.3%	H26	40.0%	—	—	市民意識調査	1年			
		公民館事業の子ども参加者数	児童・生徒	—	—	前年度よりも増加することを目標とする。	—	—	市教委調査	1年			
6-3 安全・安心な教育環境の整備		通学路の安全点検と対策実施箇所(事案数と改善数)	点検箇所	点検箇所52 対策実施26	H25	積み残し件数の減少	—	—	市教委調査	1年			

## ■用語解説

ア行	
ICT	Information and Communication Technologyの略。一般に「情報通信技術」と訳される。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。IT（情報技術）とほぼ同義。
カ行	
キャリア教育	子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、職場見学や職業体験学習等を通し、将来必要となる能力や態度を育む教育のこと。
Q-U アンケート	QUESTIONNAIRE—UTILITIES（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の略。クラス全体の状態を把握する「学級満足度尺度」という図に落として分析することで、学級集団の状態や、子ども一人ひとりの意欲・満足感等を測定できるとされている。
元気っ子応援事業	個別相談や保育・学校生活の充実等を通して、子どもたちが健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを支援する市の事業。（平成18年度から実施）
教職員の加配	法律で定められている教職員定数に上乗せして、非常勤の教職員を配置すること。
「こどもを守る安心の家」	登下校時の子どもを守るために、小学校の通学路にある一般住宅、コンビニ、商店等に協力を依頼して、子どもに緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者（車）を見かけた場合の警察への連絡等を行う場所のこと。
コミュニティ・スクール 参照：信州型コミュニティ スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動についての意見陳述等を行う「学校運営協議会」が設置された学校のこと。

サ行	
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、再使用・リサイクルを行うことで、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会のこと。
障がい(障害)	<p>障害の表記については、様々な意見がありますが、本計画では、長野県のガイドライン（平成 26 年 2 月）に沿い、原則として「障がい」と表記します。</p> <p>例外：ア 法令の名称や用語を用いる場合  イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合  ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公示）において表記する場合 等</p>
情報リテラシー	情報機器や IT ネットワークに散在する情報のなかから必要な情報を収集・整理し、自己の目的に適合するよう活用する能力。
シンククライアント	情報システムにおいてシステムの利用者が使う端末に必要な最小限の機能しか持たせず、ほとんどの処理をサーバ側に集中させたシステムのこと。
信州あいさつ運動	大人が子どもにあいさつをすることで、子どもを元気づけ、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動のこと。平成 26 年 4 月 21 日から全県をあげて実施している。
信州 F・POWER プロジェクト	F・POWER の“F”は、「Forest：豊かな森林を活かす」、「Future：未来につなぐ」、「Factory：最先端の工場」、の頭文字を取っている。林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図るため、市有地約18haに集中型木材加工施設や木質バイオマス発電施設を建設し、産学官が連携して取り組む森林資源活用事業。
信州型コミュニティスクール	<p>長野県が推進する、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりのため、地域住民が①学校運営参画②学校支援③学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みのこと。</p> <p>コミュニティ・スクールと比べ、法的な定めがないため、地域が学校を支援することを重視しつつ、導入しやすい制度としている。</p>
総合型地域スポーツクラブ	「誰でも」「いつでも」「世代をこえて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」を楽しむことのできる地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのこと。

タ行	
タブレット端末	コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品。
ティームティーチング	授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力をし、一人ひとりの子ども及び集団の指導を行い、それぞれが責任を持つ指導方法。
知識基盤社会	<p>新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。</p> <p>ア 知識には国境がなく、グローバル化が進む</p> <p>イ 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる</p> <p>ウ 知識の進展は旧来のパラダイム転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断がより一層重要になる</p> <p>エ 性別や年齢を問わず参画することが促進される</p> <p>(平成 17 年 中央教育審議会答申より)</p>
中間教室	心理的または情緒的な理由により、登校できない状態にある児童・生徒が学校に復帰するための援助を目的とした、学習指導、教育相談等を行う場のこと。
ハ行	
PDCA	改善と充実を図るサイクルのこと。計画（plan）、改善を実行（do）、改善を評価（check）、更なる改善（action）の頭文字をとったもの。

■塩尻市教育振興審議会 委員名簿

任期：平成 25 年 8 月 28 日～平成 27 年 8 月 27 日

選出区分	団体名	役職	氏名	備考
識見を有する者	信州大学全学教育機構	准教授	有路 憲一	会長 専門部会
	松本大学総合経営学部	准教授	畑井 治文	副会長 専門部会部会長
	松本圏域障害者 総合相談支援センター Wish	長野県松本圏域 発達障害サポート・ マネージャー	新保 文彦	専門部会
教育関係者	市保育園長会	宗賀中央保育園長	大山 玲子	
	塩尻めぐみ幼稚園	副園長	原 早苗	
	市立小学校	洗馬小学校長	高山 雪	専門部会副部会長
	市立中学校	丘中学校教頭	千村 哲朗	専門部会
	長野県塩尻志学館高等学校	キャリア教育推進部 教諭	渡邊 舞	専門部会
	長野県松本養護学校	教頭	福山 文子	
	塩尻市PTA連合会	会長	平谷 栄一	～平成 26 年 3 月
		副会長	南原 清志	平成 26 年 4 月～
	NPO法人ジョイフル	理事長	横山 久美	専門部会
	塩尻市中央公民館	館長	中島 文子	～平成 26 年 3 月 専門部会
		館長	北澤 智彦	平成 26 年 4 月～ 専門部会
市子ども会育成連絡協議会	会長	増田 豊		
公募による者	公募委員	—	荻上 壽久雄	
	公募委員	—	西尾 ほづえ	
	公募委員	—	山田 重希	専門部会
その他教育委員会が必要と認める者	塩尻商工会議所	議員	平林 健吾	専門部会
	洗馬農業協同組合	総務企画管理部長	降幡 孝由	～平成 26 年 3 月
		総務企画管理部長	南山 三十二	平成 26 年 4 月～
	市区長会	吉田一区長	中村 喜夫	～平成 26 年 3 月
		吉田二区長	手塚 千治	平成 26 年 4 月～
民生児童委員協議会	主任児童委員	松村 義弘		

※団体名、役職等は、審議会委員当時のもの

## ■教育振興基本計画策定経過

平成 25 年度

月日 (期間)	会議名等	審議内容等
8月28日	第 1 回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩尻市教育振興審議会の委員の委嘱</li> <li>・諮問</li> <li>・塩尻市教育振興基本計画策定方針について</li> <li>・保護者アンケート調査について</li> <li>・キャリア教育支援について</li> </ul>
10月28日	教育振興基本計画策定に係る 保護者アンケートの実施	
1月31日	第 1 回キャリア教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育部会の位置付けについて</li> <li>・保護者アンケート結果報告</li> <li>・キャリア教育部会の協議方針について</li> </ul>
2月13日	第2回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者アンケート結果報告</li> <li>・塩尻市の教育を取り巻く現状と課題</li> <li>・塩尻市の教育政策の方向性</li> <li>・キャリア教育部会の報告</li> </ul>
3月27日	第3回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画体系のたたき台について</li> <li>・塩尻市の取組みについて</li> <li>・「健やかな体」の育成について</li> </ul>

平成 26 年度

月日 (期間)	会議名等	審議内容等
5月13日	第4回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの審議内容と今年度の予定</li> <li>・「豊かな心」の育成について</li> </ul>
6月17日	第5回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「確かな学力」の育成について</li> <li>・「教育のセーフティーネット」について</li> </ul>
7月 8日	第2回キャリア教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育の検討課題について</li> <li>・キャリア教育の推進について</li> </ul>
8月19日	第6回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画大綱について</li> <li>・施策体系について</li> </ul>
9月 4日	第3回キャリア教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育の推進について</li> <li>・キャリア教育支援協議会の設置について</li> </ul>
9月16日	第7回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育部会での検討結果報告</li> <li>・塩尻市教育振興基本計画（素案）について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
9月25日	市政策調整プロジェクト会議 提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画や他の個別計画との整合及び調整</li> </ul>
9月25日	教育委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画（素案）について</li> </ul>
10月1日～ 30日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ、教育総務課及び各支所で 計画（素案）を公開し、意見募集</li> </ul>
11月13日	第8回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント、庁内意見、 教育委員会意見について</li> <li>・教育振興基本計画（案）について</li> </ul>
11月18日	教育振興基本計画（案）答申	
11月20日	庁議提案	
11月27日	教育委員会提案	
2月10日	市議会議員全員協議会説明	
3月 1日	広報しおじり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報紙による教育振興基本計画の概要の 掲載</li> </ul>





---

## 塩尻市教育振興基本計画

平成 27 年 4 月発行

編集・発行 塩尻市・塩尻市教育委員会  
〒399-0786  
長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号  
TEL 0263-52-0280

塩尻市公式ホームページアドレス  
<http://www.city.shiojiri.lg.jp/>

---



